

セゾンカード《PALETTE》特約

第1条(カード名称)

このカードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がパレット共済会(以下「共済会」という)と提携して発行するもので、『セゾンカード《PALETTE》VISA』『セゾン《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード』『ゴールドカードセゾン《PALETTE》VISA』『セゾンゴールド《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード』(以下、総称して「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)共済会加入会社又は団体(以下「共済会加入会社等」という)の役員・社員の方が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

(2)本カードの内、セゾンカード《PALETTE》VISA及びゴールドカードセゾン《PALETTE》VISAについては、家族会員の資格を、本会員の配偶者の方に限るものとします。

(3)本カードは、共済会の会員証を兼ねるものとします。

第3条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものとします。

第4条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第24条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)①本会員が共済会加入会社等を退職又は脱退されたとき。

第5条(適用規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードについては、セゾンカード規約 ゴールドカードセゾンの特則の適用はありません。

(3)本カードの内、セゾン《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンゴールド《PALETTE》アメリカン・エクスプレス・カードについては、セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第3条(年会費)、第4条(会員資格の喪失等)、第6条(セゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード)、第7条(セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)を除くセゾンカード規約 セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則が適用されます。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。